

指宿広域市町村圏組合議会公印規程

(平成5年指宿広域市町村圏組合議会訓令第1号)

改正 平成25年指宿広域市町村圏組合議会訓令第3号

(目的)

第1条 公印の保管，使用その他公印に関し必要な事項は，この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令で公印とは，公文書に使用する議会印及び職印をいう。

(種類，規格等)

第3条 公印の名称，寸法，書体，ひな形，使用区分及び個数は，別表のとおりとする。

(公印の取扱い)

第4条 公印は，常に堅ろうな容器に納め，原則として錠を施し保管しなければならない。

第5条 公印は，事務局長が保管し，使用その他の関係事務を処理する。

2 事務局長が不在のときは，あらかじめ議長が指定した職員がその職務を代行する。

第6条 公印は，全て公印台帳（第1号様式）に登録しなければならない。

(公印の使用)

第7条 公印を使用しようとするときは，公印使用簿（第2号様式）に必要事項を記入し，決裁文書その他の証拠書類を添えて，事務局長に提示し，承認を受けなければならない。

(補則)

第9条 この訓令に定めるものを除くほか，公印に関してはその都度，議長の決裁を経なければならない。

附 則

この訓令は，平成5年12月1日から施行する。

附 則（平成25年10月28日指宿広域市町村圏組合議会訓令第3号）

この訓令は，平成25年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

公印の名称	寸法 ミリメートル	書体	型	使用区分	個数
指宿広域市町村 圏組合議会之印	方 21	れい書	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 指 宿 市 組 合 議 会 広 域 村 町 合 議 会 圏 印 </div>	議会名をもってす る公文書	1
指宿広域市町村 圏組合議会議長 之印	方 21	れい書	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 指 宿 市 組 合 議 会 広 域 村 町 合 議 会 議 長 之 印 </div>	議長名をもってす る一般公文書	1

第1号様式（第6条関係）

公 印 台 帳

名 称			
ひな形番号		印 影	
寸 法			
書 体			
個 数			
保 管 者		備 考	
使用区分			
年 月 日調整			
年 月 日廃止			

第2号様式（第7条関係）

公 印 使 用 簿

使用年月日	使用公印	使用件名	件数	提出先	取扱者	事務局長	摘 要